

事業者カードローン 新旧対照表

変更後	変更前
<p>1. (この規定の取引における契約の成立) 当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとする。</p> <p>2. (カードの利用) (略)</p> <p>3. (ATMによる払戻し) (略)</p> <p>4. (随時のご返済) (略)</p> <p>5. (ATM故障時等の取扱い) (略)</p> <p>6. (カード・暗証番号の管理等) (略)</p> <p>7. (偽造カード等による払戻し) (略)</p> <p>8. (盗難カードによる払戻し) (略)</p> <p>9. (カードの紛失、届出事項の変更等) (略)</p> <p>10. (カードの再発行等) (略)</p> <p>11. (お借入れ、ご返済の明細) (略)</p> <p>12. (解約等) (略)</p> <p>13. (譲渡・質入れ等の禁止) (略)</p> <p>14. (規程の準用) (略)</p> <p>15. (規程の変更等) (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。 (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。 (3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>	<p>1. (カードの利用) (略)</p> <p>2. (ATMによる払戻し) (略)</p> <p>3. (随時のご返済) (略)</p> <p>4. (ATM故障時等の取扱い) (略)</p> <p>5. (カード・暗証番号の管理等) (略)</p> <p>6. (偽造カード等による払戻し) (略)</p> <p>7. (盗難カードによる払戻し) (略)</p> <p>8. (カードの紛失、届出事項の変更等) (略)</p> <p>9. (カードの再発行等) (略)</p> <p>10. (お借入れ、ご返済の明細) (略)</p> <p>11. (解約等) (略)</p> <p>12. (譲渡・質入れ等の禁止) (略)</p> <p>13. (規程の準用) (略)</p>

以 上